

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

(イ) 地域社会への男女の共同参画の促進
ボランティア活動等の参加促進のための環境整備)

1 主な施策の取組状況及び評価

- ・ 勤労者マルチライフ支援事業
事業主団体及びNPO・ボランティア支援団体と連携しつつ、企業の担当者を対象としたセミナーや勤労者を対象としたガイダンスの開催等により、勤労者のボランティア活動への参加に向けての基盤整備を図っており、平成15年度に実施したアンケート調査において、本事業の参加者の56.7%から「プログラムに参加してボランティア活動の参加意欲が高まった」との評価を得ている。
- ・ 全国ボランティア活動振興センター運営事業
経済団体、労働団体、マスコミ、教育等の各界、各層によるボランティアシンポジウムや全国ボランティアフェスティバルの開催等、全国的な広報、啓発、表彰等を行い、ボランティア活動の意義を広めている。
- ・ ボランティア振興事業
国民が福祉活動への理解と関心を深め、自発的に福祉活動に取り組むといったボランティア活動への動機付けを図るために、都道府県、指定都市単位で、広域的に福祉教育推進事業、ボランティア活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成・研修等の事業を実施している。メニュー事業であり地域の实情に応じた実施が可能。
- ・ ボランティア養成等事業
ボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な援助を行うために、住民に最も身近な市町村単位で、ボランティア情報誌の発行、ボランティア活動に意欲のある人の相談・登録・あっせん、入門講座の開催、ボランティア活動のための拠点づくり等の事業を実施している。メニュー事業であり地域の实情に応じた実施が可能。
- ・ 社会福祉協議会の相互の連携
全国、都道府県・指定都市及び市区町村の各段階の社会福祉協議会が事業内容に係る情報交換など、相互に連携して事業を実施することにより、各社会福祉協議会が単独で事業を行うよりも効率的な事業展開が図られている。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 勤労者マルチライフ支援事業については、平成16年度から18年度までを「第2期」として、新たに実施地域を選定し、引き続き地域の实情に合った事業を実施していくこととしている。(平成13年度から15年度までを「第1期」として、11都府県12地域で実施したところ。)
- ・ 生活の拠点である地域において互いに助け合い、支え合い、それぞれの地域で誰もが安心して充実した生活を送るといふ地域福祉の推進のためには、住民自身による福祉活動への参加が重要である。当該事業は、住民に対する広報啓発、ボランティア活動への参加の機会の提供等住民が地域福祉活動に参加するための基盤整備を行うものであり、これによりボランティア数が増加している。また、多くのボランティアが参加するNPO、住民参加型サービス団体等も増加しており、地域福祉の推進に寄与しており、今後とも推進していくことが必要である。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・勤労者マルチライフ支援事業の実施状況（プログラム参加者数）

平成13年度 5,540名

平成14年度 23,683名

平成15年度 32,758名

- ・事業参加者のボランティア活動に対する意識（アンケート調査「プログラムに参加してボランティア活動の参加意識が高まった」の割合）

平成14年度 54.7%

平成15年度 56.7%

- ・ボランティアセンターにおいて把握しているボランティア数

平成11年 6,958,471人

平成12年 7,120,950人

平成13年 7,219,147人

平成14年 7,396,617人

平成15年 7,791,612人

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

(ウ) 労働時間の短縮等就業条件の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

【労働時間の短縮】

政府目標「年間総実労働時間 1800 時間の達成・定着」

平成 4 年度 1,958 時間 平成 15 年度 1,853 時間

労働時間の短縮の三本柱

- ・ 週 40 時間労働制の遵守の徹底
所定労働時間が 40 時間以下である事業場の割合は 91.1% (平成 10 年度 83.3%) と定着している。(平成 14 年度調査)
- ・ 年次有給休暇の取得促進
平成 16 年の取得率は 47.4% となっている。年次有給休暇の計画的付与の導入や連続取得の促進等についての指導を行うなど団体的な取組を行う事業主団体に対し助成を行っているほか、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に向けたシンポジウムの開催による周知啓発等を実施している。
- ・ 所定外労働の削減
限度時間を超えて時間外労働を行う場合に必要となる「特別条項付き協定」に基づき、一部の事業場において恒常的に時間外労働が行われていたため、臨時的なものに限るよう限度基準を改正 (平成 16 年 4 月施行) し、時間外労働協定の適性化について指導を行っている。また、平成 13 年 10 月に改訂した「所定外労働削減要綱」の周知を行い、労使の意識の変革を図るとともに、職場全体として、所定外労働の削減や休日労働の適正化について啓発指導を行っている。

労働時間短縮支援センターにおける中小企業事業主及び中小企業事業主団体等に対する指導・援助

- ・ 週 40 時間制の達成・定着のための助成金及び奨励金を支給 (平成 5 年度～11 年度) するなど、中小企業事業主及び中小企業事業主団体等に対する援助事業を行った。
- ・ 長期休暇制度の導入に向けて傘下事業場に指導を行うなどの取組を行う中小企業事業主団体に対し助成金を支給 (平成 13 年度～) する等の援助事業を行っている。
- ・ 労働時間制度改善の取組が遅れている中小企業事業主団体を指定し、時短アドバイザーによる指導、援助を行い、労働時間短縮への取組を支援する「中小企業時短促進援助事業」(平成 5 年度～) や各種シンポジウムやマスメディアを利用した啓発事業等を実施している。

【フレックスタイム制等の普及】

- ・ 平成 15 年に労基法を改正し (平成 16 年 1 月施行) 専門業務型裁量労働制については労使協定により、健康・福祉確保措置及び苦情処理措置の導入を必要とするとともに、企画業務型裁量労働制については労使の十分な話し合いを必要とすることなど、制度の基本的な枠組みは維持しつつ、この制度がより有効に機能するよう、同制度の導入・運用についての要件・手続を緩和した。
- ・ フレックスタイム制等弾力的労働時間制度については、集団指導等の際にパンフレット、ガイドブック等の活用により、普及促進に努めるとともに、制度の適用を受ける労働者について適正な労働条件が確保されるように制度の適正な運用についての事業主に対する指導・援助を行っており、平成 16 年のフレックスタイム制の採用企業数割合は緩やかに上昇している。

2 今後の方向性、検討課題等

【労働時間の短縮】

- ・ 平成 17 年度までの間に年間総実労働時間 1800 時間の達成・定着を図るため、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減に重点を置いて取組を進める。
- ・ 年次有給休暇については年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に向け、労使に対する周知啓発に努めるとともに、計画的付与の積極的活用を図る。
- ・ 所定外労働の削減については改正した限度基準について労使当事者に対し、周知・指導を行い、遵守の徹底を図る。また、引き続き、「所定外労働削減要綱」の周知啓発により、休日労働を含めた所定外労働の削減に向けた労使の取組を促進する。

【フレックスタイム制等の普及】

- ・ 引き続き、フレックスタイム制等弾力的労働時間制度については、集団指導等の際にパンフレット、ガイドブック等の活用により、普及促進に努めるとともに、制度の適用を受ける労働者について適正な労働条件が確保されるように制度の適正な運用についての事業主に対する指導・援助を行う。

3 参考データ、関連政策評価等

年間総実労働時間の推移 (単位:時間)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
総実労働時間	1,854	1,843	1,841	1,853
所定内労働時間	1,714	1,710	1,702	1,706
所定外労働時間	140	133	139	147

資料出所：厚生労働省 「毎月勤労統計調査」

フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制の採用企業数割合 (単位:%)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
フレックスタイム制	5.6	5.0	4.9	5.9
専門業務型裁量労働制	1.7	1.2	1.4	2.5
企画業務型裁量労働制	0.4	0.9	0.3	0.5

資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」